

清 監 第 41 号

令和6年10月25日

清水町長 関 義弘 様

清水町議会議長 佐野 俊光 様

シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太 様

清水町監査委員 鈴木 清文

同 松浦 俊介

財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等の監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

指定管理者 シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体

指定管理施設 清水町温水プール

所管課 健幸づくり課

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年8月31日までの指定管理業務

4 監査の実施日

令和6年10月17日

5 監査の実施場所

監査委員室 （清水町堂庭210番地の1）

清水町温水プール （清水町柿田166番地の1）

6 監査の方法

公の施設の指定管理に関して、指定の事務等が適切に行われているか、また、指定管理に関わる事業の出納、その他の事務が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうか、更には、当該指定管理者に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかなどに主眼を置き、出納関係帳票やその他関係書類との照合等を行ったほか、対象施設に出向いて、関係者から説明を聴取するとともに、必要に応じた現況確認を行った。

第2 指定管理施設の現況

1 施設の概要

- (1) 名 称 清水町温水プール（わくわく）
- (2) 所 在 地 清水町柿田 166 番地の 1
- (3) 敷地面積 6,620.17 m²
- (4) 建物概要 鉄骨造 地上 2 階建
建築面積 1,826.72 m²
延べ床面積 2,278.76 m²
- (5) 竣 工 日 平成 3 年 6 月 24 日
- (6) 施設内容 ア) プール施設
 - 大プール 25m×15m 7 コース 水深 1.2m～1.3m
 - 小プール 15m× 6m 水深 0.6mイ) その他の施設
 - トレーニング場（約 240 m²）
 - 採暖室（男子・女子各 1）○観覧席（約 100 人収容）
 - 更衣室（プール利用者用男・女各 1、トレーニング場利用者用男・女各 1、職員用男・女各 1）
 - 研修室（約 85 m²）○事務室（約 55 m²）○監視室・機械室・倉庫（2 箇所）○駐車場（約 105 台収容）

2 利用状況（トレーニング場を除く） ～ 令和 5 年度実績 ～

(1)一 般	12,570	(2)回数券	9,364
(3)定期券	3,253	(4)共済券	6,749
(5)減免（通常）	1,609	(6)減免（共済券）	119
(7)コース専用	307	(8)無 料	1,868
		合 計	35,839（人）

3 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 指定管理の選定方法

公募

5 指定管理料

令和5年度決算額 45,500千円（消費税を含む）

令和6年度予算額 45,500千円（消費税を含む）

第3 監査の結果

1 指摘事項

公の施設の管理は適切に行われ、協定書に基づく義務の履行も適切になされている。指定管理業務に係る出納及びその他関連する事務も適正に処理され、証拠書類等も適正に管理されていることが認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

2 監査意見

指定管理者においては、電気料の高騰への対応のために電力会社の変更を試みて月々の経費を比較したり、従業員の窓口等へ配置を工夫して上昇する人件費の節減を図るなど、現場の視点による様々な経営努力が見られ、その姿勢は高く評価できるものである。

また、いわゆるコロナ禍で落ち込んだ利用者の回復に向け、SNSを積極的に活用するなど、情報発信・情報提供の取組においても、検証を踏まえて課題を解決しながら、近い将来に過去のピーク時を凌ぐくらいの利用者の増加につながっていくことが期待できると受け止めている。

今後も、多種多様な自主事業の展開を前提にしながら、「町」は行政の効率化に、「指定管理者」は経営の安定化に、そして「町民」はサービスの向上に、それぞれつなげていける制度とするべく努められたい。

なお、関連で、採暖室の不適切な利用に関しては、今後、修繕に係る無駄な経費が生じることのないよう、利用者へルールの徹底を促すことはもとより、所管課の主導による一歩踏み込んだ適切な対応について、再考を願いたい。